

平成26年度

川西市健全化判断比率審査意見書

川西市監査委員

平成27年9月4日

川西市長 大塩 民生 様

川西市監査委員 塩川 芳則

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 森本 猛史

平成26年度決算に基づく健全化判断比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により
審査に付された平成26年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算
定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり
その意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	健全化判断比率の概要	2
1	健全化判断比率の算定概要	2
2	健全化判断比率等の対象会計	3
3	財政規模(健全化判断比率の分母)	4
	健全化判断比率の状況	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率(3カ年平均)	8
4	将来負担比率	15

参考資料

阪神7市における比率の推移について	24
-------------------	----

(表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

平成26年度決算に基づく健全化判断比率審査

第2 審査の期間

平成27年7月31日から同年8月26日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認めた。

健全化判断比率 年度比較表

(単位:%)

比率の名称	24年度	25年度	26年度	増減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率						
実質赤字比率 (1)	-	-	-		(2) 11.84	20.00
連結実質赤字比率 (1)	-	-	-		(2) 16.84	30.00
実質公債費比率	11.7	12.3	11.9	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	152.6	147.3	133.4	13.9	350.0	

1 比率が算定されない場合は、「-」で表示している。

2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、26年度の基準を記載している。

健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は11.9%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (3) 将来負担比率は133.4%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

健全化判断比率の概要

1 健全化判断比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率(同法第2条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
健全化判断比率		
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額	財政規模に応じ 11.25～15% (26年度当市11.84%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	20%
連結実質赤字比率	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25～20% (26年度当市16.84%)
	標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	30%
実質公債費比率 (3カ年平均)	(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)	25%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	35%
将来負担比率	将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	350%
	標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	-

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない)。

2 健全化判断比率等の対象会計

当市の平成 26 年度決算における健全化判断比率等の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計

法令等の区分		当市の該当会計				
一般会計等	一般会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計				
		中央北地区土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		農業共済事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計				↑ 資金不足比率 ↓
		病院事業会計				
		下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合		猪名川上流広域ごみ処理施設組合				↑ 資金不足比率は各企業ごとに算定 ↓
		丹波少年自然の家事務組合				
		兵庫県後期高齢者医療広域連合				
		兵庫県市町村職員退職手当組合				
地方公社・第三セクター等		川西市土地開発公社				
		一般財団法人川西市都市整備公社				
		川西都市開発株式会社				
		株式会社パルティ川西				
		公益財団法人阪神北広域救急医療財団				
		社会福祉法人阪神福祉事業団				

団体名は、平成27年3月末現在の名称で記載している。

3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模〔地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕」が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円、%)

区 分	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	25,946,972	25,969,266	26,456,413	487,147	1.9
標準税収入額等	20,184,626	20,294,682	20,699,333	404,651	2.0
普通交付税	5,762,346	5,674,584	5,757,080	82,496	1.5
(2) 臨時財政対策債発行可能額	2,918,829	3,116,800	2,846,533	270,267	8.7
合 計	28,865,801	29,086,066	29,302,946	216,880	0.7

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は293億294万円で、前年度に比べ2億1,688万円(0.7%)増加している。これは主に、標準税収入額等が増加したためである。

(1) 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

【計算式】 $(\text{基準財政収入額} - A) \times 100/75 + A + \text{普通交付税}$

$A = \text{地方譲与税の一部} + \text{交通安全対策特別交付金}$

$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$

(2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、11.84%（当市 26 年度の場合）が早期健全化基準、20%が財政再生基準である。なお、当市における「一般会計等」の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計である。

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

(2) 実質赤字比率の状況

平成 26 年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 (実質赤字額) (A)	510,373	414,320	435,936	21,616	5.2
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	28,865,801	29,086,066	29,302,946	216,880	0.7
実質赤字比率 (A)/(B)	-	-	-		
参考 (黒字比率) (1)	(1.76%)	(1.42%)	(1.48%)	(0.06ポイント)	

1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

当年度の実質収支額は 4 億 3,593 万円の黒字であり、前年度に比べ 2,161 万円(5.2%)増加している。なお、黒字比率としては 1.48%となり、前年度に比べ 0.06 ポイント上昇している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(26年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d) (1)	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	49,962,606	47,515,691	2,446,915	113,230	2,333,685
用地先行取得事業特別会計	1,793,258	3,231,615	1,438,357	97	1,438,454
中央北地区土地区画整理事業特別会計	2,183,977	2,573,103	389,126	70,169	459,295
合 計	53,939,841	53,320,409	619,432	183,496	435,936

会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

1 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額
- ~ に係る未収入特定財源

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。当市 26 年度の場合、早期健全化基準は 16.84% (各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準 30% である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(6 会計)及び公営企業会計(3 会計)である。

なお、公営企業会計では、一般会計等という「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額」と定義される。

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む})$$

(2) 連結実質赤字比率の状況

26 年度決算における全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	510,373	414,320	435,936	21,616	5.2
一般会計	510,373	414,320	435,936	21,616	5.2
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
中央北地区土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	380,330	308,791	678,807	370,016	119.8
国民健康保険事業特別会計	455,116	46,336	436,749	390,413	842.6
後期高齢者医療事業特別会計	60,479	60,037	72,426	12,389	20.6
農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	14,307	202,418	169,632	32,786	16.2
イ 公営企業会計(資金剰余額・資金不足額) (C)	5,648,484	4,705,267	4,525,124	180,143	3.8
法適用 水道事業会計	4,958,120	3,749,759	3,844,885	95,126	2.5
" 下水道事業会計	1,308,420	1,566,369	1,698,599	132,230	8.4
" 病院事業会計	618,056	610,861	1,018,360	407,499	66.7
合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	5,778,527	5,428,378	5,639,867	211,489	3.9
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	28,865,801	29,086,066	29,302,946	216,880	0.7
連結実質赤字比率 (D) / (E) 参考(黒字比率) (1)	- (20.01%)	- (18.66%)	- (19.24%)	(0.58ポイント)	

1 連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、56億3,986万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ2億1,148万円(3.9%)増加しているが、これは主に、公営企業会計の病院事業会計で4億749万円減少したものの、国民健康保険事業特別会計で3億9,041万円、公営企業会計の下水道事業会計(資金剰余額)で1億3,223万円、水道事業会計(資金剰余額)で9,512万円それぞれ増加したためである。この結果、黒字比率としては19.24%となり、前年度に比べ0.58ポイント上昇している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計以外の各会計別の実質収支額及び資金剰余額(資金不足額)の状況は、次表のとおりである。

ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(26年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	実質収支額 (c)-(d)
国民健康保険事業	17,730,939	17,294,190	436,749	0	436,749
後期高齢者医療事業	2,599,825	2,527,399	72,426	0	72,426
農業共済事業	8,049	8,049	0	0	0
介護保険事業	11,247,478	11,077,846	169,632	0	169,632
合 計	31,586,291	30,907,484	678,807	0	678,807

イ 公営企業会計

公営企業会計における資金剰余額・資金不足額(26年度決算)

(単位:千円)

会 計	流動資産等 (1) (a)	流動負債等 (2) (b)	算入地方債 の現在高 (3) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能資金 不足額 (4) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した 資金不足額) (d)-(e)
水道事業	4,251,172	406,287	0	3,844,885	0	3,844,885
下水道事業	2,120,014	421,415	0	1,698,599	0	1,698,599
病院事業	597,242	1,615,602	0	1,018,360	0	1,018,360
合 計	6,968,428	2,443,304	0	4,525,124	0	4,525,124

- 1 流動資産等 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(3年間の経過措置) - 土地評価差額
- 2 流動負債等 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(3年間の経過措置)
- PFI建設事業費等 - 土地前受金
- 3 算入地方債の現在高 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高
- 4 解消可能資金不足額 事業の性格上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

3 実質公債費比率（3カ年平均）

(1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準、段階的な起債制限の基準として地方財政法に定められており、18%を超えると地方債許可団体に移行し、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなり起債制限団体となる。

【計算式】 実質公債費比率（3カ年平均）

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{|c|} \hline \text{(A)} \\ \hline \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(繰上償還等除く)} \\ \hline \end{array}
 + \begin{array}{|c|} \hline \text{(B)} \\ \hline \text{準元利償還金 (1)} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 - (\begin{array}{|c|} \hline \text{(C)} \\ \hline \text{特定財源 (2)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{(D)} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array}) \\
 \\
 = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{(E)} \\ \hline \text{標準財政規模 4P参照} \\ \text{(臨時財政対策債発行可} \\ \text{能額を含む)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{(D)} \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array}}{\quad}
 \end{array}$$

1 (B) 準元利償還金〔ア～オまでの合計額〕

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

2 (C) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他

(2) 実質公債費比率の状況

26年度決算における実質公債費比率(3カ年平均)の状況及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

比 率	(単位: %)			
	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	11.7	12.3	11.9	0.4ポイント

【26年度決算の状況(24年度～26年度までの3カ年平均)】

	(A) 元利償還金 (繰上償還等 除く)		+	(B) 準元利償還金 (1))	-	(C) 元利・準元利償 還金に充てられる 特定財源		+	(D) 基準財政需要額 に算入された元 利・準元利償還金)	
	(単位: 千円)													
24年度	7,236,768	2,674,127		3,422,870	3,567,687			2,920,338						
25年度	7,288,736	2,655,154		3,000,215	3,598,627			3,345,048						
26年度	6,663,175	2,658,563		2,654,581	3,818,256			2,848,901						
26平均	7,062,893	2,662,615		3,025,889	3,661,523			3,038,096						
25平均	7,254,187	2,675,774		3,243,725	3,547,222			3,139,014						
増減	191,294	13,159		217,836	114,301			100,918						
増減率	2.6%	0.5%		6.7%	3.2%			3.2%						

	(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)		-	(D) 基準財政需要額に算入された 元利・準元利償還金)	
24年度	28,865,801			3,567,687			25,298,114
25年度	29,086,066			3,598,627			25,487,439
26年度	29,302,946			3,818,256			25,484,690
26平均	29,084,938			3,661,523			25,423,414
25平均	28,883,692			3,547,222			25,336,470
増減	201,246			114,301			86,944
増減率	0.7%			3.2%			0.3%

実質公債費 比率 (3カ年平均)	11.9%
------------------------	--------------

24年度	11.54370
25年度	13.12430
26年度	11.17887
26平均	11.9
25平均	12.3
増減	0.4

1 平成25年度算定時に、24年度[(B)準元利償還金]の金額を一部修正している。

当年度の実質公債費比率(3カ年平均)は11.9%(早期健全化基準25.0%)で、前年度算定に比べ0.4ポイント低下している。これは主に、分子である実質的な公債費の合計額が1億91万円(3.2%)減少したためである。これは、公債費からの控除財源(償還金に充てられる特定財源及び基準財政需要額算入額)で1億353万円(1.5%)減少したものの、元利償還金(繰上償還等を除く)で1億9,129万円(2.6%)及び準元利償還金で1,315万円(0.5%)がそれぞれ減少したことによるものである。元利償還金の減は、主に公債費からの控除額となる借換債を財源として償還した額の増、準元利償還金の減は、公営企業債償還費に係る繰出金が減となったことによるものである。

単年度比率は11.1%で、前年度に比べ1.9ポイント低下している。これは主に、控除額となる元利・準元利償還金に充てられる特定財源(土地売却収入、国県からの利子補給等)が3億4,563万円(11.5%)減少したものの、元利償還金で6億2,556万円(8.6%)減少したことで、分子全体の実質的な公債費の合計が4億9,614万円(14.8%)減少したためである。

なお、当比率の算定においては、都市計画税を「元利償還金・準元利償還金に充当可能な特定財源」として取り扱うため、充当すべき都市計画事業費が少なければ、特定財源として算入される市都市計画税充当額が多くなり、当該比率を低下(改善)させる要因となる。当年度算定における都市計画税算入による特定財源(3カ年平均)は14億4,346万円で、前年度算定に比べ6,680万円(4.4%)減少しているが、これは主に、当年度において、市都市整備公社に対する補助への充当額が減少したためである。

元利償還金では、一般会計分は、従来から市債の発行抑制に努めてきたことなどで減少傾向にあるが、当年度においては、公債費は増加しているが、借換えを伴う償還額による増加であり、実質的な公債費は減少している。用地先行取得事業特別会計分は、市土地開発公社用地の買い戻しに係る償還の影響(平成15年度の用地先行取得事業債の償還終了)により減少している。準元利償還金では、今後も中央北地区推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への組合債償還負担金等が多額で推移するが、借換債を除いた実質的な公債費償還が減少傾向にあることで、当該比率も減少傾向で推移するものと予想される。

当比率の計算式に示している(A)から(D)の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(E)の標準財政規模については4P参照〕。

(3) (A) 元利償還金（繰上償還等を除く）〔3カ年平均算入額・70億6,289万円〕

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」には、一般会計等に係る地方債の元利償還金総額から、一般財源の負担額を実質的に増加させないもの又は軽減するもの（償還期限を繰り上げて償還を行ったもの及び借換債を財源として償還を行ったもの等）を除外した額を算入する。

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

一般会計等に係る元利償還金（繰上償還等除く）

（単位：千円・％）

区 分	24年度 (3カ年平均)	25年度(b) (3カ年平均)	26年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
公債費（一般会計等に係るものに限る）	7,305,601	7,792,725	8,125,485	332,760	4.3
控除額	572,757	538,539	1,062,592	524,053	97.3
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	544,757	488,539	988,192	499,653	102.3
満期一括償還地方債の元金に係る分	28,000	50,000	74,400	24,400	48.8
(A) 元利償還金（繰上償還等を除く）	-	6,732,844	7,254,187	191,294	2.6

繰上償還等を除く元利償還金(3カ年平均額)は70億6,289万円で、前年度算定に比べ1億9,129万円(2.6%)減少している。これは主に、公債費からの控除額で、借換債を財源とした償還額の増が、公債費の一般会計における元利償還金の増を上回ったことによるものである。

なお、当年度単年度の元利償還金（繰上償還額等を除く）は66億6,317万円で、前年度に比べ6億2,556万円(8.6%)減少している。これは、公債費で8億1,149万円(10.3%)増加したものの、借換債等を財源とした償還額の増などにより控除額において14億3,705万円(254.3%)増加したためである。

(4) (B) 準元利償還金〔3カ年平均算入額・26億6,261万円〕

「(B)準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの）」には、公営企業債の償還金に対する繰出金、一部事務組合等に対する負担金・補助金のうち地方債償還の財源に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合計額を算入する。

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)

(単位:千円・%)

区 分	24年度 (3カ年平均)	25年度(b) (3カ年平均)	26年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)(1)	60,439	57,106	74,471	17,365	30.4
イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等からの繰出金	1,135,035	1,041,741	921,039	120,702	11.6
水道事業	340	285	196	89	31.2
下水道事業	846,684	792,541	741,222	51,319	6.5
病院事業	288,012	248,915	179,620	69,295	27.8
ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金	621,219	728,535	763,940	35,405	4.9
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	826,199	846,097	902,050	55,953	6.6
オ 一時借入金の利子	2,769	2,295	1,114	1,181	51.5
合 計 (B)準元利償還金	2,645,661	2,675,774	2,662,615	13,159	0.5

1 25年度算定時に、24年度の金額(ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額)を一部修正している。

準元利償還金(3カ年平均額)は26億6,261万円で、前年度に比べ1,315万円(0.5%)減少している。これは主に、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(市都市整備公社補助金等)で5,595万円及び一部事務組合に対する負担金等(猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金等)で3,540万円増加したものの、公営企業債の償還費に対する繰出金で1億2,070万円減少したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

- ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額〔3カ年平均・7,447万円〕
 - ・兵庫のじぎく債(兵庫県市町共同公募債)償還額の30分の1を計上している。
- イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等繰出金〔3カ年平均・9億2,103万円〕
 - ・水道事業、下水道事業及び病院事業に対する繰出金のうち、繰出実績や公営企業繰出基準等に基づいて算出した額を計上している。
- ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金〔3カ年平均・7億6,394万円〕
 - ・猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び丹波少年自然の家事務組合の地方債償還に係る負担金を計上している。
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの〔3カ年平均・9億205万円〕
 - ・中央北地区推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、出在家団地建設事業償還金等を計上している。
- オ 一時借入金の利子〔3カ年平均・111万円〕
 - ・起債前借利子及び水道事業会計からの一時借入金に係る利子額を計上している。

(5) (C) 元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

〔3カ年平均算入額・30億2,588万円〕

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」には、国・県等からの利子補給、公営住宅使用料及び都市計画税のうち地方債償還額に充当可能な特定財源などの合計額を算入する。

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

(単位:千円・%)

区 分	24年度 (3カ年平均)	25年度(b) (3カ年平均)	26年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 国・県等からの利子補給	44,529	43,811	29,515	14,296	32.6
イ 公営住宅使用料	209,993	219,055	214,518	4,537	2.1
ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,572,923	1,510,266	1,443,463	66,803	4.4
エ その他	1,123,490	1,470,593	1,338,393	132,200	9.0
合 計 (C) 特定財源	2,950,936	3,243,725	3,025,889	217,836	6.7

元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源(3カ年平均額)は30億2,588万円で、前年度に比べ2億1,783万円(6.7%)減少している。これは主に、その他〔不動産売払収入(先行取得用地売払収入)〕で3億7,937万円減少したことによるものである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 国・県等からの利子補給〔3カ年平均・2,951万円〕

・史跡地公有化補助金(国庫補助金・県補助金)を計上している。

イ 公営住宅使用料〔3カ年平均・2億1,451万円〕

・市営住宅使用料のうち、公営住宅建設事業債の元利償還金に充当可能な額を計上している。

ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

〔3カ年平均・14億4,346万円〕

・都市計画税収入額が、都市計画税を充当できるすべての都市計画事業費及び都市計画関連の公債費等(それぞれの特定財源分を除く)に対して、どの程度充当されているかを按分計算した額である。都市計画事業費としては、街路、公園、下水道及び中央北地区整備の各事業(特定財源を除く)及び土地区画整理事業の各事業費、都市計画関連の公債費等分としては、都市計画事業に係る市債の元利償還金、下水道事業への繰出金のうち企業債元利償還金充当分及び市都市整備公社への中央北地区推進事業に係る借入金に対する補助金を計上している。

エ その他〔3カ年平均・13億3,839万円〕

・災害援護資金貸付金返還金、(株)パルティ川西貸付金返還金、不動産売払収入、同収入による減債基金への積立額及び土地貸付収入を計上している。

(6) (D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(後年度交付税措置される額) [3カ年平均算入額・36億6,152万円]

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」には、地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(準算入公債費の額)を算入する。この額を分子・分母とも控除項目として算入することで、各地方公共団体の実質的な公債費の負担が算出されるように調整している。

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円・%)

区 分	24年度 (3カ年平均)	25年度(b) (3カ年平均)	26年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率	26年度 (単年度)
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	368,231	358,149	332,338	25,811	7.2	296,389
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	139,554	151,620	168,657	17,037	11.2	182,769
災害復旧費等に係る基準財政需要額(一般会計分)	2,278,867	2,395,726	2,482,336	86,610	3.6	2,550,276
災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	631,230	578,837	617,240	38,403	6.6	736,996
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	7,388	7,391	7,395	4	0.1	7,421
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る。)	45,401	55,500	53,556	1,944	3.5	44,405
合 計 (D)基準財政需要額算入額	3,470,671	3,547,222	3,661,523	114,301	3.2	3,818,256

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3カ年平均)は36億6,152万円で、前年度算定に比べ1億1,430万円(3.2%)増加している。これは主に、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費で2,581万円減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額(一般会計分)で8,661万円及び同基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)で3,840万円増加したためである。

なお、当年度単年度の算入合計額は38億1,825万円で、前年度に比べ2億1,962万円(6.1%)増加している。

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標である。当比率においても、実質公債費比率と同様の考え方に基づいて、将来負担額に対する充当可能財源として都市計画税が算入されている。

【計算式】

<p>(A) 将来負担額(1)</p>	-	<p>(B) 充当可能財源等(2)</p> <p>(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額)</p>
<p>将来負担比率 = </p>		
<p>(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行 可能額を含む) 4P 参照</p>	-	<p>(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕 14P 参照</p>

1 (A) 将来負担額〔ア～キまでの合計額〕

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

2 (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額〕

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(2) 将来負担比率の状況

26年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

(単位: %)

比率	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	152.6	147.3	133.4	13.9ポイント

【26年度決算の状況】

将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	(A) - (B)	(単位: 千円)
95,405,513	61,407,509	33,998,004	
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (4P参照)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (14P参照)	(C) - (D)	将来負担比率
29,302,946	3,818,256	25,484,690	133.4%

【(A)将来負担額】

(単位: 千円)

年度	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	将来負担額合計(A)
24	57,670,916	17,182,420	7,722,349	6,595,464	9,873,210	61,914	99,106,273
25	58,027,583	16,655,153	7,823,155	5,930,754	9,343,472	205,694	97,985,811
26	58,356,039	15,788,323	7,218,487	5,255,727	8,584,486	202,451	95,405,513
増減	328,456	866,830	604,668	675,027	758,986	3,243	2,580,298
増減率	0.6%	5.2%	7.7%	11.4%	8.1%	1.6%	2.6%

【(B)充当可能財源等】

年度	充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額		充当可能財源等合計(B)
			うち都市計画税		
24	5,721,126	13,728,410	11,762,357	41,029,564	60,479,100
25	4,601,096	13,279,145	11,543,837	42,553,334	60,433,575
26	3,782,197	14,394,159	12,880,682	43,231,153	61,407,509
増減	818,899	1,115,014	1,336,845	677,819	973,934
増減率	17.8%	8.4%	11.6%	1.6%	1.6%

【(A)将来負担額 - (B)充当可能財源等】

年度	将来負担額合計(A)	充当可能財源等合計(B)	差引(A)-(B)
24	99,106,273	60,479,100	38,627,173
25	97,985,811	60,433,575	37,552,236
26	95,405,513	61,407,509	33,998,004
増減	2,580,298	973,934	3,554,232
増減率	2.6%	1.6%	9.5%

増減は「26年度 - 25年度」、増減率は「(26年度-25年度)/25年度 × 100」

当年度の将来負担比率は 133.4%(早期健全化基準 350.0%)で、前年度に比べ 13.9 ポイント低下している。これは主に、将来負担額で 25 億 8,029 万円(2.6%)減少したことにより、分子全体(将来負担額 - 充当可能財源等)が 35 億 5,423 万円(9.5%)減少したためである。将来負担額の減少は、主に、地方債の現在高で 3 億 2,845 万円(0.6%)増加したものの、債務負担行為に基づく支出予定額で 8 億 6,683 万円(5.2%)、退職手当負担見込額で 7 億 5,898 万円(8.1%)、組合等負担等見込額で 6 億 7,502 万円(11.4%)及び公営企業債等繰入見込額で 6 億 466 万円(7.7%)がそれぞれ減少したことによるものである。

当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(C)標準財政規模は 4P、(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は 14P 参照〕。

(3) (A) 将来負担額〔ア～カの合計額・954 億 551 万円〕

「(A)将来負担額」には、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計への地方債の償還に対する繰入見込額や一部事務組合等の地方債償還に対する負担見込額、退職手当負担見込額、さらに外郭団体等に対する負担見込額など、将来、一般会計等の負担となり得ると考えられるものを算入する。

当比率の算定における「(A)将来負担額」は 954 億 551 万円で、前年度に比べ 25 億 8,029 万円(2.6%)減少している。これは、地方債の現在高で 3 億 2,845 万円が増加したものの、債務負担行為に基づく支出予定額で 8 億 6,683 万円、退職手当負担見込額で 7 億 5,898 万円、組合等負担等見込額で 6 億 7,502 万円及び公営企業債等繰入見込額で 6 億 466 万円、設立法人の負債額等負担見込額で 324 万円がそれぞれ減少したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高〔583 億 5,603 万円〕

一般会計等に係る地方債現在高

(単位:千円・%)

会 計	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一 般 会 計	42,239,960	44,727,415	45,690,407	962,992	2.2
用地先行取得事業特別会計	9,367,156	6,942,098	5,402,692	1,539,406	22.2
中央北地区土地区画整理事業特別会計	6,063,800	6,358,070	7,262,940	904,870	14.2
合 計	57,670,916	58,027,583	58,356,039	328,456	0.6

地方債現在高は583億5,603万円で、前年度に比べ3億2,845万円(0.6%)増加している。これは、用地先行取得事業特別会計で15億3,940万円減少したものの、一般会計で9億6,299万円(消防債及び臨時財政対策債等)、中央北地区土地区画整理事業特別会計で9億487万円増加したことによるものである。

なお、算定される「一般会計等」の地方債は、一般会計及び用地先行取得事業と中央北地区土地区画整理事業の各特別会計が対象となる。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額〔157億8,832万円〕

債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円・%)

区 分	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
川西市土地開発公社に委託して行なう 用地先行取得事業	4,426,198	4,482,909	3,952,679	530,230	11.8
川西市都市整備公社事業運営資金	12,354,600	11,795,300	11,236,000	559,300	4.7
出在家団地建設事業	351,594	329,048	306,488	22,560	6.9
救急医療対策事業	50,028	47,896	46,342	1,554	3.2
小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業	0	0	246,814	246,814	皆増
合 計	17,182,420	16,655,153	15,788,323	866,830	5.2

支出予定額は157億8,832万円で、前年度に比べ8億6,683万円(5.2%)減少している。これは主に、小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業で2億4,681万円が皆増したものの、市都市整備公社事業運営資金で5億5,930万円、川西市土地開発公社に委託して行なう用地先行取得事業で5億3,023万円減少したためである。内訳別にみると、市土地開発公社は公共事業の先行取得用地等の買戻しに要する額、市都市整備公社は当公社が金融機関から借入れている中央北地区推進事業資金に対する補助額、出在家団地建設事業は市営住宅・出在家団地の譲渡契約に基づく償還額、救急医療対策事業は阪神北広域こども急病センター施設整備における借入金に対する当市負担分、小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業は小学校施設における耐震補強工事費及び大規模改造工事費の割賦払分である。

ウ 一般会計等以外の特別会計(公営企業会計等)に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額〔72億1,848万円〕

公営企業等に対する地方債償還経費の繰入見込額

(単位:千円・%)

会 計	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
水 道 事 業	6,112 (2,037,653)	6,218 (2,072,885)	4,189 (2,094,977)	2,029 (22,092)	32.6 (1.1)
下 水 道 事 業	6,610,029 (17,440,712)	6,840,505 (16,443,522)	6,340,005 (15,615,778)	500,500 (827,744)	7.3 (5.0)
病 院 事 業	1,106,208 (1,501,816)	976,432 (1,244,265)	874,293 (1,039,987)	102,139 (204,278)	10.5 (16.4)
合 計	7,722,349 (20,980,181)	7,823,155 (19,760,672)	7,218,487 (18,750,742)	604,668 (1,009,930)	7.7 (5.1)

下段の()は、各企業の年度末現在の地方債残高である。

繰入見込額は72億1,848万円で、前年度に比べ6億466万円(7.7%)減少している。これは、主に下水道事業で5億50万円、病院事業で1億213万円減少したことによるものである。

エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額〔52億5,572万円〕

組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円・%)

組合等の名称	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	6,573,108 (10,275,788)	5,910,833 (9,244,789)	5,238,241 (8,197,762)	672,592 (1,047,027)	11.4 (11.3)
丹波少年自然の家 事務組合	22,356 (232,190)	19,921 (206,900)	17,486 (181,610)	2,435 (25,290)	12.2 (12.2)
合計	6,595,464 (10,507,978)	5,930,754 (9,451,689)	5,255,727 (8,379,372)	675,027 (1,072,317)	11.4 (11.3)

下段の()は、各組合の年度末現在の地方債残高である。

負担等見込額は52億5,572万円で、前年度に比べ6億7,502万円(11.4%)減少している。これは主に、猪名川上流広域ごみ処理施設組合分が6億7,259万円(11.4%)減少したことによるものである。なお、負担等見込額は、各組合の地方債残高のうち、各組合の規約に基づき、本市が負担する額を算定している。

オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額〔85億8,448万円〕

退職手当支給予定額に係る負担見込額

(単位:千円・%)

区分	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
退職手当支給予定額 (c)	8,655,130	7,989,990	7,322,396	667,594	8.4
組合等積立額(は積立不足額) (d)	1,218,080	1,353,482	1,262,090	91,392	6.8
負担見込額 (c)-(d)	9,873,210	9,343,472	8,584,486	758,986	8.1

負担見込額は85億8,448万円で、前年度に比べ7億5,898万円(8.1%)減少している。当年度退職手当支給予定額分73億2,239万円は、職員総数1,167人(特別職・公営企業職員含む)のうち、一般会計等に属する840人分(対前年度10人・1.2%増)である。

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額〔2億245万円・～の合計〕

出資法人等の損失補償債務等負担見込額〔2億209万円〕

出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

法人名	負担見込額					備考(1) (26年度算定内容)		
	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	損失補償債務	ランク (2)	算入率
川西都市開発(株)	28,750	177,252	177,252	0	0.0	590,839	B	30.0%
(福)阪神福祉事業団	31,633	28,239	24,844	3,395	12.0	24,844	E	100.0%
合計	60,383	205,491	202,096	3,395	1.7	615,683		

1 算定方法は、財務諸表評価方式で算定し、外形事象評価方式との比較により、算入率の高い方を算入している。

2 ランクは、A～Eまでの5段階で、各ランクの算入率は、Bで30%以上、Eで90%以上である。

負担見込額は2億209万円で、前年度に比べ339万円(1.7%)減少している。これは、(福)阪神福祉事業団に対する負担見込額が339万円減少したためである。内訳別にみると、川西都市開発(株)分は、金融機関からの事業運営資金借入れに対するもの、(福)阪神福祉事業団分は、施設整備費借入れに対するものである。

負担見込額は、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法で算定する。当市の場合、標準評価方式のうち財務諸表評価方式で評価しているが、この方式で評価する場合は、外形事象評価方式に基づく評価も併せて行ない、その結果、両方式による債務区分が一致しない場合には、原則として算入率が高い債務区分に分類することとされている。

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額〔35万円〕

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

公的保証機関名	区分	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
兵庫県信用保証協会	損失補償債務等負担見込額	1,531	203	355	152	74.9
	(損失補償付債務残高)	(42,258)	(33,557)	(19,548)	(14,009)	(41.7)

負担見込額は35万円で、前年度に比べ15万円(74.9%)増加している。

見込額の内容は、当市が実施している中小企業振興資金融資制度に際して、融資額の20%~30%を限度として兵庫県信用保証協会と締結している損失補償契約に係るものである。

(4) (B) 充当可能財源等〔ア~ウまでの合計額・614億750万円〕

「(B) 充当可能財源等」には、将来負担額の控除財源として、充当可能基金額(一般会計等の地方債の償還財源とみなされる基金に限定)、特定財源見込額(転貸債の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額、その他の特定歳入)及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(普通交付税の算定における基準財政需要額に算入される償還金等の経費)の合計額を算入する。

「(B) 充当可能財源等」は614億750万円で、前年度に比べ9億7,393万円(1.6%)増加している。これは、充当可能基金で8億1,889万円減少したものの、充当可能特定歳入で11億1,501万円及び基準財政需要額算入見込額で6億7,781万円がそれぞれ増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金〔37億8,219万円〕

地方債の償還額等に充当可能な基金(貸付金等を除いた額)

(単位:千円・%)

基金名	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
財政基金	351,981	835,744	835,954	210	0.0
減債基金	2,902,518	1,528,120	472,805	1,055,315	69.1
公共施設等整備基金	311,245	271,347	571,547	300,200	110.6
社会福祉基金	218,467	221,022	231,637	10,615	4.8
地域福祉基金	382,894	382,894	382,894	0	0.0
文化振興基金	213,273	213,313	213,403	90	0.0
緑化基金	130,480	130,750	131,190	440	0.3
ごみ減量化・再資源化対策基金	98,368	98,388	98,499	111	0.1
奨学基金	25,604	25,604	25,604	0	0.0
介護保険給付費準備基金	1,063,684	867,745	787,895	79,850	9.2
農業共済事業基金	5,244	5,144	5,116	28	0.5
母子及び父子福祉応急資金貸付基金	1,155	1,155	1,163	8	0.7
ふるさとづくり基金	16,215	19,870	24,490	4,620	23.3
合計	5,721,126	4,601,096	3,782,197	818,899	17.8

充当可能基金は、各年度末残高から出納整理期間中の増減を加味し、さらに要返還額、貸付金を除いた額である。

充当可能な基金は37億8,219万円で、前年度に比べ8億1,889万円(17.8%)減少している。なお、基金からの充当可能額については、当年度末現在の基金残高45億3,283万円(母子及び父子福祉応急資金貸付基金は貸付額を除く)から、出納整理期間中の積立て及び取崩しによる減少額7億5,063万円を加味した額を算定している。

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入〔143億9,415万円・～の合計〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金〔8億5,687万円〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還見込額

(単位:千円・%)

貸付金の償還金の名称	償還見込額					備考(貸付残高) (26年度末)
	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	
市街地再開発事業無利子貸付金	179,950	165,650	151,350	14,300	8.6	151,350
市街地再開発事業有利子貸付金	680,032	639,876	599,720	40,156	6.3	599,720
災害援護資金	150,739	111,766	105,807	5,959	5.3	198,881
合計	1,010,721	917,292	856,877	60,415	6.6	949,951

償還見込額は8億5,687万円で、前年度に比べ6,041万円(6.6%)減少している。

内訳別にみると、市街地再開発事業無利子貸付金は、阪急川西能勢口駅前地区第二工区市街地再開発事業(パルティK2・組合施行)の清算処理に伴って、(株)パルティ川西に貸し付けたもので、同有利子貸付金も同社に対する従来の短期貸付を長期貸付に変更した際の貸付金である。災害援護資金は、貸付残高1億9,888万円のうち、1億580万円を償還見込額(回収見込率53.2%)として計上している。

公営住宅の賃貸料〔6億5,660万円〕

公営住宅の賃貸料充当見込額

(単位:千円・%)

賃貸料の名称	充当見込額					地方債現在高 (26年度末)	3カ年 平均充当率 (26年度)
	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率		
市営住宅使用料	912,037	816,996	656,600	160,396	19.6	1,112,882	59.0%

充当見込額は6億5,660万円で、前年度に比べ1億6,039万円(19.6%)減少している。

当該充当見込額は、当年度末の公営住宅建設事業債の現在高等に対する過去3カ年における住宅使用料の平均充当率を乗じて算出(住宅使用料を、住宅施設の維持管理に要する経費に充当後、その残余额を当該地方債の償還額等への充当可能額として算定)している。

都市計画税収〔128億8,068万円〕

都市計画事業に係る地方債現在高等に対する都市計画税収の充当見込額

(単位:千円・%)

区 分	24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
都市計画事業に係る地方債の現在高等 (A)	27,939,090	29,675,673	29,207,896	467,777	1.6
都市計画事業費・都市計画事業費に係る地方債の元利償還金等への都市計画税の3年間平均充当率 (B)	42.1%	38.9%	44.1%	5.2ポイント	-
充当見込額 (A) × (B)	11,762,357	11,543,837	12,880,682	1,336,845	11.6

充当見込額は128億8,068万円で、前年度に比べ13億3,684万円(11.6%)増加している。これは、都市計画事業に係る地方債の現在高等が4億6,777万円減少したのに対し、都市計画税の平均充当率が44.1%と5.2ポイント上昇したためである。

当該充当見込額の算定は、都市計画事業費から同経費に充当した特定財源(都市計画税収入は除く)を控除し、これに、都市計画事業に係る地方債の元金償還金等を加えた額に対して、都市計画税収入がどの程度充当(3カ年平均)されているかを求め、都市計画事業に係る地方債の現在高等にこの充当率を乗じて算出している。

ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額〔432億3,115万円〕

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位:千円・%)

費目	測定単位	算入見込額				
		24年度	25年度(b)	26年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
1 消 防 費	人 口	30,855	30,855	25,640	5,215	16.9
2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 の 延 長	397,084	309,294	249,163	60,131	19.4
3 下 水 道 費	人 口	2,765,947	2,822,991	2,806,886	16,105	0.6
4 そ の 他 の 土 木 費	人 口	241,826	145,874	46,409	99,465	68.2
5 小 学 校 費	学 級 数	125,269	403,281	351,681	51,600	12.8
6 中 学 校 費	学 級 数	5,341	25,271	23,017	2,254	8.9
7 保 健 衛 生 費	人 口	191,508	252,888	164,942	87,946	34.8
8 清 掃 費	人 口	36,801	26,096	15,324	10,772	41.3
9 地 域 振 興 費	人 口	92,259	347,035	407,475	60,440	17.4
10 公 債 費		37,142,674	38,189,749	39,140,616	950,867	2.5
合 計		41,029,564	42,553,334	43,231,153	677,819	1.6

算入見込額は432億3,115万円で、前年度に比べ6億7,781万円(1.6%)増加している。算入見込額の主なもの、公債費391億4,061万円、下水道費28億688万円である。

公債費の主なものは、次のとおりである。

臨時財政対策債償還費	234億8,000万円	
公害防止事業債償還費	74億227万円	
東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	38億5,420万円	
減税補填債償還費	15億8,660万円	
財源対策債償還費	12億3,244万円	など

以上のとおり、健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っていた。

前年度に比べ、実質公債費比率で0.4ポイント、将来負担比率で13.9ポイントそれぞれ低下しており、借換債を除いた実質的な公債費償還額、市都市整備公社への債務負担行為額及び猪名川上流広域ごみ処理施設組合の組合債等における残高がそれぞれ減少傾向にあることで、両比率は減少傾向で推移すると予想されるが、今後は公共施設再配置等に係る新たな地方債の発行が続くことから、引き続き留意が必要である。

当年度決算において、一般会計及び特別会計でそれぞれ黒字となっているが、歳出総額に占める義務的経費の割合は依然として高く、市債の償還財源などで基金残高が減少していることで、厳しい財政状況になっている。

引き続き、収支改善に努めるとともに中長期的な視点を踏まえた対策を講じることで、財務体質の改善に向けた取り組みを推進されたい。

参考資料

阪神7市における比率の推移について

阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成22～25年度(川西市のみ26年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

